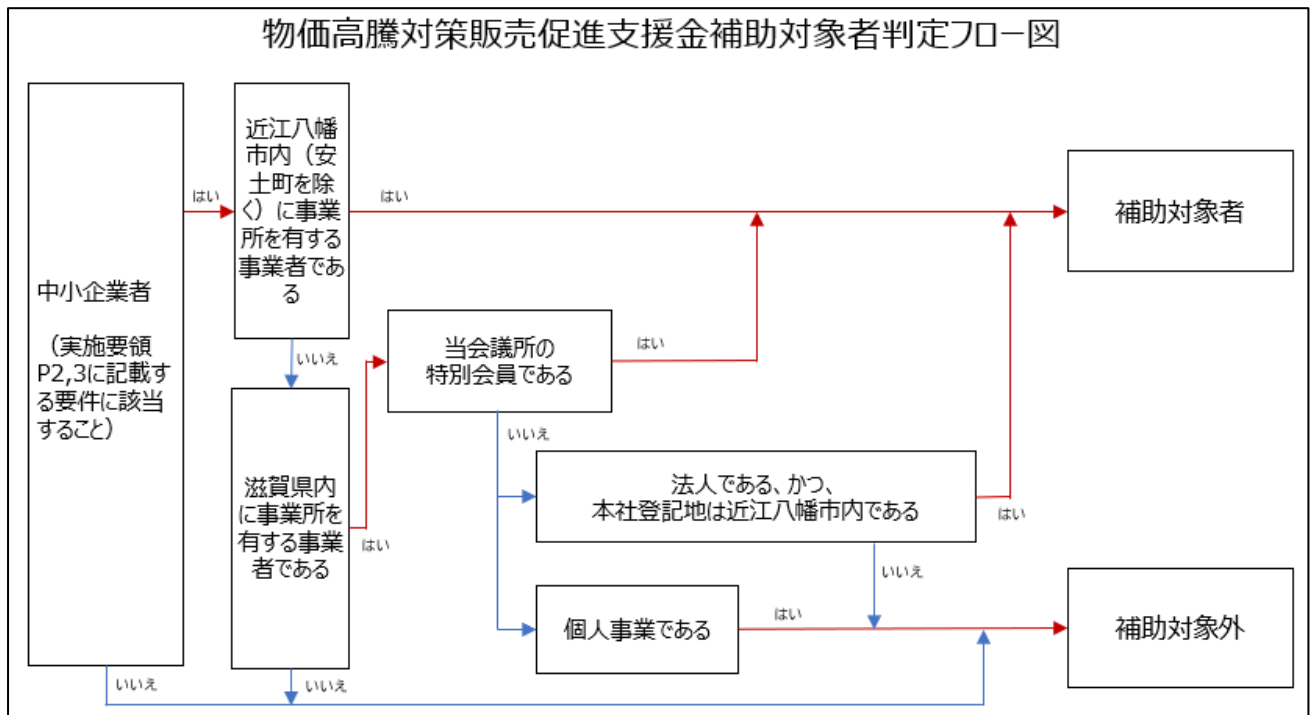


【対象者】

Q 補助対象者を分かりやすく教えてほしい

A 以下のフロー図で確認ください。



Q 近江八幡市に事業所がありますが、会員ではありません。応募できますか

A 応募可能です。

個人事業の場合は、税務署の収受日付印のある直近の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）または所得税青色申告決算書（1～4面）の写しを添付ください。

※電子申告した場合は、「メール詳細（受信通知）」を印刷したのも添付ください。

※収受日付印がない場合、税務署が発行する納税証明書（その2：所得金額の証明書）も添付ください。

法人の場合は、履歴事項全部証明書の原本を添付ください。

Q 開業して一度も確定申告をしていません。応募できますか

A 申請日時点までに開業届を税務署等に提出している場合は、応募可能です。開業届を添付してください。

Q 近江八幡市在住で店（事業所）は市内に事業所はなく、草津にありますが、対象ですか

A 個人事業の場合は、対象になりません。近江八幡市内に事業所を有する必要があります。

法人の場合は、近江八幡市内に本社が登記されている場合は対象となります。

Q 昨年度、販売促進支援金を申請、採択されました。応募できますか

A 昨年度、採択事業者でも応募可能です。

【対象経費】

Q 他の補助金（持続化補助金など）を同時の申請も可能ですか？

A 可能ですが、対象となる事業（経費）が他の補助金の補助対象事業と異なる必要があります。

Q 既に発注しているホームページ作成費も対象になりますか？

A 令和4年5月27日以前に事業に着手し、支払いが完了しているものは対象外です。令和4年5月27日以降に事業に着手し、令和4年9月30日までに支払ったものは対象となります。

Q ネットで購入したのも対象となりますか

A 対象となります。購入したことが分かる画面と支払いを証明する書類（カードの場合引き落としが分かるもの）が必要となります。

Q カードで買った場合対象となりますか

A 対象となりますが、口座からの引き落としが令和4年9月30日までに済んでおり、証拠となる書類を提出する必要があります。

Q 購入先、発注先の指定や制限はありますか

A 特にありません。（近江八幡市外、ネットショップでも可）

【申請方法】

Q 申請はどのようにすれば良いですか

A ①当所窓口、②郵送、いずれかで受け付けております。

Q 受付時間は

A 窓口は平日9時～17時となります。

Q 申請締め切りは

A 窓口での受付は令和4年9月30日（金）17時まで。郵送は9月30日（金）の消印有効です。

【申請書類】

Q 申請に必要な書類を教えてください

A 実施要領「第3 申請等手続き」の「2 提出書類」をご参照ください

Q 押印は必要ですか？

A 押印する箇所はありません。ただし誓約書は必ず代表者が自署してください。

Q 書類は返却されますか

A 応募書類は返却しません。ご自身でコピーを取るなど控えを取っておいてください。

Q 一度申請した経費を変更したい

A 修正できません。受付受理後は原則、修正できません。提出までに書類の不備がないか十分ご確認ください。

Q 確定申告書はどのようなものを出せば良いですか

A 直近のものをご提出ください。

【その他】

Q 書き方に不安があります。相談には乗ってもらえますか

A 相談に乗ることは可能です。お気軽にご相談ください。

Q 採択はいつ分かりますか

A 9月30日の締め切り後、10月中旬を目途に、採択、不採択に関わらず、通知文にて通知いたします。

Q 申請すれば必ず採択されますか

A 応募者多数の場合は、申請条件を満たす申請者からの抽選となります。

Q 抽選の場合、申請の内容の審査はありますか

A あらためての内容審査はありません。本支援金の趣旨、条件を満たさない申請は、不採択となります。

Q 書類を持ち込むのは事業主本人でないとだめでしょうか

A 代理の方でも可能です。ただし誓約書は必ず代表者の方が自署してください。

Q 国の持続化給付金、月次支援金、一時支援金、事業復活支援金を受給しましたが申請できますか

A 申請できます。

Q 滋賀県の事業継続支援金や休業協力金を受給しましたが申請できますか

A 申請できます。

Q 確定申告の際はどのように処理すればよいですか

A 事業主が法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税の課税対象となります。個人事業主の場合は、雑収入として記載してください。消費税においては、補助金収入は不課税売上げとして計上してください。

Q クレジットカード決済で支出した場合の添付資料は

A クレジットカード払いの場合は、クレジットカード会社発行の明細書の写し及びクレジットカード決済口座の通帳にお

いて、当該振替が確認できる該当部分の写しも添付してください。

口座から引き落とされた日が、補助対象となる事業実施期間を過ぎている場合は対象外となります。

Q 5万円未満の費用となった場合はどうなりますか

A 条件を満たさないため支給対象となりません。条件を満たす支出が複数ある場合は、その合計が5万円以上となる場合、条件を満たし補助対象となります。

Q 申請書兼実績報告書には消費税込の金額を記載しますか

A 税抜で記載してください。

Q 申請を取り下げたい

A 様式第3号「物価高騰対策販売促進支援金取下申請書」により、取下申請書を提出してください。交付決定通知書を受け取った者にとっては、交付決定通知を受け取った後、10日以内に必ず提出してください。